

市会案第 3 号

鯖江市議会会議規則の一部改正について

鯖江市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 2 5 日提出

提出者 鯖江市議会 議会運営委員会
委員長 末本幸夫

提案理由

本会議において、発言の通告をしない者が発言の許可を求めるとき、および本会議または委員会において、議長または委員長が表決または簡易表決を採ろうとするときに行う「起立」の行為について、起立困難な事案が生じることを想定して見直しを行いたいのので、この案を提出する。

鯖江市議会規則第 号

鯖江市議会会議規則の一部を改正する規則

鯖江市議会会議規則（昭和44年鯖江市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第52条第3項中「2人以上起立して」を「2人以上が」に、「先起立者」を「先に発言を求めた」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、起立に代えて、議長が指定する方法により発言を求めることを許可することができる。

第70条の見出しを「（表決）」に改め、同条第2項中「議長が起立者の多少を認定し難いとき」を「前2項に規定する方法による表決において多少を認定し難いとき、」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、起立に代えて、議長が指定する方法により表決を採ることができる。

第76条中「起立の方法」を「第70条に規定する方法」に改める。

第129条の見出しを「（表決）」に改め、同条第2項中「委員長が起立者の多少を認定し難いとき」を「前2項に規定する方法による表決において多少を認定し難いとき、」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員長は、必要があると認めるときは、起立に代えて、委員長が指定する方法により表決を採ることができる。

第135条中「起立の方法」を「第129条に規定する方法」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。